

第9回大規模な災害等緊急事態への県議会の対応に関する検討会（議事概要）

日 時 平成31年2月15日（金）13：05～14：30

場 所 議事堂6階601特別委員会室

出席者 大規模な災害等緊急事態への県議会の対応に関する検討会委員10名

資 料 第9回大規模な災害等緊急事態への県議会の対応に関する検討会事項書

資料1 大規模な災害その他の緊急事態への対応に関する三重県議会指針（最終案）

資料2 緊急事態発生時の対応にかかる議案審議の簡素化について（案）

資料3 大規模災害等における知事の専決処分の検討について

中嶋座長：只今から、第9回大規模な災害等緊急事態への県議会の対応に関する検討会を開催いたします。それでは協議に入らせていただきます。本日は、各会派へ持ち帰り検討いただくこととなっております三重県議会指針の最終案と、議案審議の簡素化及び専決処分の取り扱いについて、各会派からのご報告をいただき、取りまとめに向けて委員間討議を行ってまいりたいと考えておりますのでよろしくお願いいたします。

今日の配付資料ですけれども、改めて現時点での三重県議会指針の最終案、それから、資料2としまして、議案審議の簡素化に関する資料、資料3として専決処分の資料を配らせていただいておりますので、ご参考にしながらご意見を賜りたいと思います。

はじめに資料1にあります、三重県議会指針の最終案についてそれぞれの会派からの検討結果の報告をお願いしたいと思います。

それでは新政みえからお願いします。

津村委員：新政みえといたしまして、この議会指針最終案につきましては、このままで承認させていただくということといたしました。ただ会派の中では、発災後招集時期について72時間というのが本当にいいのかどうかという議論とか、逆に混乱するんじゃないかという議論もありましたが、最終的には新政みえとしてこの案につきまして、了解するというので決定いたしました。

中嶋座長：ありがとうございました。それでは自由民主党県議団お願いいたします。

中森委員：私ども会派におきましても議論を重ねておりまして、この最終案、大規模災害その他緊急事態への対応に関するこの最終案で、賛成させていただきます。最終案どおりでいいと思います。

中嶋座長：それでは日本共産党お願いいたします。

岡野委員：私どももこれで結構だということです。

中嶋座長：それでは大志お願いいたします。

倉本委員：私もこの案どおりで結構です。

中嶋座長：それでは青峰お願いいたします。

野村委員：私も同じくこの指針のとおりで結構でございます。

中嶋座長：それでは最後にこの検討会に入っていらない他の会派のご意見を事務局の方で聞いてきていただいておりますので、お願いいたします。

西塔調整監：それではご報告します。自民党、能動、鷹山、公明党、草の根運動いがですが、いずれの会派も、修正意見はありませんでした。1点だけ能動から、この指針の中の議員の役割で、「国、関係機関等の視察対応を積極的に」という部分ですが、その場合に、議員の役割という部分ですが、議員の主観的な対応ではなくて、全体を見たような対応をしてもらうべきではないでしょうかというご意見を賜りました。以上でございます。

中嶋座長：以上事務局からの報告も含めてなんですが、何かご質問とか確認したいこととかございますでしょうか。

全 員：意見なし。

中嶋座長：ございませんか。それではこの最終案で取りまとめていきたいと思えます。代表者会議への報告を最終的にするわけですけれども、それに向けましては文言、表現等の詳細な部分については、正副座長の方にご一任いただきたいんですけれども、如何でしょうか。

全 員：異議なし。

中嶋座長：ありがとうございます。それではそのようにさせていただきます。それでは次に議事の簡素化のことについて議論を進めたいと思えます。これにつきましては、前回2つの案、議事の簡素化のA案とB案、その適用の要件というか、あらかじめ対象とする議案というものを決めておくのか、決めた場合どこでそれを確認、決定するのか、というふうな適用要件をあらかじめ申し合わせで決めておくか、決めておかないか、決めておく場合も決めておかない場合も、それぞれ議会運営委員会で決定するのか、三重県議会災害対策会議、今回設置する機関で

判断するのか、ということについての意見の検討結果の報告をいただきたいんですけども、よろしいでしょうか。

全 員：異議なし。

中嶋座長：それでは先ほどの順番に従いまして、新政みえからお願いします。

津村委員：資料2で説明させていただくということによかったでしょうか。

中嶋座長：結構でございます。

津村委員：新政みえといたしましては、適用要件をあらかじめ申し合わせ等で決めておくということで1 - 2案ですね。続きまして、この議案審議方法についてなんですが、A案かB案かということで新政みえとしてはB案を、ということになりました。

中嶋座長：確認をさせていただきますと、適応要件をあらかじめ申し合わせで決めておく、その際確認決定する場合は、三重県議会の災害対策会議であるという、1 - 2案ということ。さらに、その具体的な進め方としては、委員会付託を省略するB案というご意見だということで確認させていただきます。

それでは自由民主党県議団お願いいたします。

中森委員：基本的には新政みえと同様に代表者会議で決めていただく第2案。

中嶋座長：災害対策会議。

中森委員：適用要件をあらかじめ申し合わせ等で決めておくということについては、1 - 2案でいいと思います。1 - 2案でうちの会派はそういうことでございます。適応要件をあらかじめ決めておくということで、審議方法については、せっかくこの検討会を作ったという経緯を含めて、スムーズな審議をするということなんですが、両案とも1日とはいえ、委員会審査になりますと、それぞれの委員会で議論が膨らんだり長引く可能性がありますので、やはり審議日数1日を確定するB案で、本会議で委員会付託を省略し、事前の内容については全員協議会で十分内容を議論し、議案聴取会等兼ねるということですので、そこで十分な内容を承知したうえで、本会議のみで委員会付託を省略するB案でやればいいんじゃないかという意見でございます。

中嶋座長：ありがとうございます。確認しますと、自由民主党県議団も新政みえと同じく、あらかじめ申し合わせを決めておくということに可でありまして、決定機関としては災害対策会議、審議の簡素化は本会議を中心とするB案というご意見だというふうに確認させていただきます。

それでは日本共産党お願いいたします。

岡野委員：私は、適用要件をあらかじめ決めておかない方がいいと思います。

何が起きるかわからないということもあつたりするので、適用要件はあらかじめ決めておかない方がいいんじゃないかなと思います。審議方法ですか、あらかじめ決めておかない場合は、議会運営委員会でしょうね、やっぱり。2 - 1案でしょうね。あらかじめ決めておかない場合は議会運営委員会。

中嶋座長：あと、A案とB案につきましてはどうでしょうか。

岡野委員：委員会審議を中心にするということをやっぱり中心にしながら、A案ですね。

中嶋座長：それでは確認をさせていただきますが、あらかじめ適用要件は決めておかない、加えて、決めておかない場合で、その都度議会運営委員会で協議して決めるという2 - 1案で、審議方法としては委員会審査を中心とするA案というご意見ということによろしいですね。それでは大志お願いします。

倉本委員：私も1 - 2案で、理由は判断に迷うようなことがあるといけないというか、無駄な混乱を招くので、ある程度かちと決めておいた方がいいのかなと思いますので、1 - 2案でお願いをできればしたいと思います。それで、A案とB案については、私は正直どちらでもいいのかなと思うんですが、ただ、少し気になるのが、今検討会をやっているのである程度共通認識を皆さん持っていていただいていると思うんですが、議員のメンバーが代わってしまうと、この議論が完全に風化をしてしまうという危険性があるので、そういったときにA案であろうとB案であろうと、無駄に審議が長引くようなことが起きてもいいけないと思うので、いずれを選択するにしても、ある程度この時点では発災直後ぐらいの時期にはできるだけ速やかに審議を終えるという、そういった、もちろん質疑を止めるとか、そういったことはできないんでしょうけど、ひとつの考え方としてある程度何らかの形で明記をしたうえで、どちらかの案を選択するのがいいのかなと思います。なので、特にどちらということはないんですが、あえて言うならば、そうは言いながらある程度の審議はしないといけないという考え方に立つと、予算決算常任委員会を中心としたA案の方がいいのかなと思います。

中嶋座長：はい。確認をさせていただきますと、ある程度事前に、対象となる議案を決めておく考え方は示しておくべきだということで、あらかじめ申し合わせで決めておく。そして、その時の判断は、災害対策会議の方で、行うという1 - 2案でやって、審議の簡素化については、基

本的には、簡素化するというをどこかに明らかにしておいて、その上で、A案ないしはB案。どちらかと言ったらA案でどうかというご意見ということで受けたまらせていただきます。ありがとうございます。それでは、青峰お願いいたします。

野村委員：私もこの要件をあらかじめ決めておくということで、1 - 2案で。これは、理由はやっぱり、せっかく災害対策会議を作ったこともありまますし、代表者会議の方も皆さん入っているし、それにプラス、例えば、議長がふさわしい人を入れるというふうなこともありますので、この1 - 2案がいいかなと思います。A案、B案ですが、基本的には、倉本委員と同じで、僕もどちらでもいいと思うんですけども、本会議ですと、通告とかいろいろな部分がありますので、自由闊達に意見が出し合えるのが、委員会になるかなと思いますので、どちらかと言えば、A案ということになりますかね。

中嶋座長：それでは、確認をさせていただきます。あらかじめ、申し合わせ等で決めておく適用要件については、決めておくべきだということ。その決める場所については、代表者プラスアルファの方が入る災害対策会議がいいのではないかと。審議の簡素化の方法については、基本的にはAでもBでもいいけれども、通告無しで、自由闊達に議論しやすいA案の委員会中心の方がいいのではないかとのご意見で。

はい、ありがとうございます。

それでは、他の会派のご意見を聞き取っていただきましたので、事務局お願いいたします。

西塔調整監：まずは、A案、B案の方のそれぞれの会派のご意向からご説明させていただきます。A案が、公明党でございます。B案が、能動、草の根運動いがの二つです。そして、自民党は方向性は了承しますが、A案、B案と決定せずに、柔軟に動けるようにというご意見。そして、残りが鷹山になるのですが、鷹山は、A案、B案両方ともご意見がございまして、いったん、どちらも決めかねるという、この時点では、決まっておりました。そして、適用については、能動、公明党につきましては、災害対策会議で適用の可否を判断してはどうかというご意見がございました。草の根運動いがからは、資料2の中に、追加要件というところで、何ヶ月以内というのがあるのですが、期限を区切って、何ヶ月以内というふうにするのがいいのではないかと。例えば、3ヶ月というようなこともおっしゃっておられました。以上でございます。

中嶋座長：はい、もう一度確認いたしますと、A案と明確におっしゃっているのが、公明党ということですね。それから、B案とおっしゃっていたいたでいるのが、能動と草の根運動いが。A案又はB案、いずれも臨機応変に、ないしは、どちらでもいいんじゃないのというのが自民党と鷹山。これは、審議の簡素化の考え方ということですね。

あらかじめ、申し合わせ等で決めておくかどうかということについて、考え方が示されているのが、能動と公明党が、1 - 2案、あらかじめ決めておいて、その時決定するのは、災害対策会議で決めると。

そして、あらかじめ決めておくけれども議会運営委員会で、決めるというのが、草の根、1 - 1案。ではないですか。

西塔調整監：すみません。そこまで明確にされておりません。

中嶋座長：ただ、事前に決めておくけれども、原則として、発災後3ヶ月以内に提出される議案に限るという期限を切ったらどうかというご意見が、草の根運動いがということですね。後、自民党と鷹山については、特にこのあらかじめ申し合わせで決めておくかどうかということ、それから、それをどこで決めるかということについては、ご意見なかったということによろしいですね。ということでございまして、皆さんに一覧でお渡しできるといいんですけども。今日の今日なので、一覧にできてませんが。まずは、申し合わせで、適用要件を決めておくべきかどうかということなんですが、どちらかというところとあらかじめ決めておいた方がいいんじゃないかというご意見が大勢を占めていると思うんですが、かといって、少数意見を無くすというのではないので、皆さんでディスカッションをお願いしたいのですけれども。何かご意見ありましたら、お願いしたいのですけれども。

岡野委員：適用要件が、ちょっとはっきりと理解できないところがあったりするのですけれど。対象とする議案の中で、既決災害予算で云々とありますが、とにかく、議案の中身によって、何が起こるか分からないという思いが私にはあるので、その中で、適用要件が初めからこれこれと決めずに、その都度で諮った方が、狭められないのと違うかなと思いますので。ただ、他の方々が皆決めておいた方がいいって。ご意見の言えないところもありますので、そこら辺については、ちょっと定かではありませんけれども。

中森委員：共産党の思われている心配というのは、あればあるほど、あらかじめ決めておいた方が、要するに、決めておくのは、簡素化しようという、緊急ですよというのを決めておくだけのことであって、いろんな

ケースが出た時は、全部同じようにフルコースで審議しなくてはいけないということだと、もう緊急の場合だけと決めておいた方がより、一日で審議するのがスムーズにできる。ご心配の点は、決めてないわけだから、普通にやるわけ。決めておくとスムーズにできるわけ。決めないと全部が、一から振り分けしないといけないので、ものすごい手間がかかるんじゃないかなと。そうすると余計混乱を生じて、あらかじめ決めておいた方が、一日分で済むから、表の右へ行ってしまうと。後、審議は、委員会を中止するのか、本会議をするのかというのは、後の話で、あらかじめ決めた方が、せっかくのこの決めた大規模な災害時に対する、瞬時に対応できると言うところの効果としては、出るよということをして1 - 1案ないし、1 - 2案で決めた方がいい。せっかくこの災害対策会議を作ったもんで1 - 2案ということで、我々はそういうふうにしてるので、決めておいた方がかえっていいのと違いますかと。全部フルでやっちゃうと全部一から議会運営委員会で、小さいことも大きいことも全部やらなくてはいけなくなる、そういうことです。

岡野委員：私は、今まで通りということですからね。

中森委員：そうなっちゃうから。せっかくこれ、決めたのにね。パッとやっ
てしまおうということがあるわけです。先議のをパッと。そのく
らいの勢いです。

岡野委員：だけど、どんなふうなちょっと、想定がちょっとね。私の頭の中
ですっきりしないので。既決災害予算で、災害復旧工事が部分的にしか
対応できない場合で、緊急対応のために審議日数を短縮するというの
は、要するに、災害が起きたからということですよ。その予算と契
約でしょ。その時は、必ずこうしようって、どの規模の災害でど
うかっていうそんなことも含めてでしょうかね。そこら辺が。

中嶋座長：こちらのやつはですね、さっき言ったように、いまある予算では対
応できないんで。予算の増額が必要なものであり、それに関する契
約のことについて、それを議運ないしは、災害対策会議の方で、そう
いうことに適応するからこれは簡素化にしましょうか、いやいやこれ
は通常の四日間かけてやりましょうかというところを判断してもら
うということなので、いくら以上の予算だったら、自動的に簡素化にな
るとかではなくて、まずは、入り口で審議の簡素化の対象となる議案
をまず絞っておいて、はたしてそれが一日で済ませるものなのか、四
日間かけるものなのかは、その都度、議運ないしは災害対策会議。災

害対策会議という意見が多かったですけれども。そこで決めようかというの、あらかじめ申し合わせで決めておくという案になっているということですね。倉本委員も同じ様な事をおっしゃっていただいたと思うんですが。もし、倉本委員の方からももう一度あらかじめ決めておく方がいいんじゃないかということについての考え方をお願いします。

倉本委員：結局、対象が不明確になっている、その都度誰かしらが判断をするとなると、無尽蔵に広がったり、無尽蔵に狭まったりする可能性があるんで、ある程度文章に書き込んでおいて、誰がどのポストにしようとも自動的になるようにしておいた方が、例えば、人によって大きく判断が変わってくるとか、そういったケースが出てくると混乱しますから、その判断をしなければならない人も場合によっては、混乱をして頭の中で整理がつかないといけないので、そういう状況を生じさせないために、平常時にある程度ルール化をしておいた方が、私は、分かりやすいのかなと思っておりますので、なので、1 - 2案がいいのかなというふうに私は思っておりますけど。

中嶋座長：他、ご意見如何ですか。

野村委員：ですので、岡野委員、この下の2にあるように、緊急対応のため審議日数を短縮する必要があるっていう判断をこの議会運営委員会なり災害対策会議なりがして、そこで、これは、一日でやりなさい、これは、四日間かけなさいって振り分けるわけです。そこできちんと振り分けるんだから自動的にではないし、そこできちんと振り分けて、慌てていることだから、もう緊急やがなということ、早くやらないかん、これは、一日でやらなあかんやんという、今の審議でもありますように、あれと同じように一日でやらないかんことは、一日でやろうということですので、僕は、この方がいいのかなと思っています。それをすべて、あらかじめ決めずにやるということのもそれもねというふうに思います。

岡野委員：私だけが、こうしていても話にならないか分かりませんが、ちょっとイメージがね。災害を想定して、既決予算では、対応できないというふうな判断を誰がするのかとかという話にもなってきますけど。

中嶋座長：それは、予算提案権があるのは、知事だけですので。知事が既決予算では、足らないので、この災害対応をするのに予算が足らないねと判断するのは、知事なので。ただ、危惧するのは、それ以外のそれと

はまったく違う関係のないところの議案についても同様に出されてきて、これを議運なり災害対策会議で簡素化の対象になるんでしょうか、どうでしょうかというところまで、そこで議論しなきゃいけないというのが、2 - 1案なり2 - 2案の決めておかないとということところは、今お二人がおっしゃってたところだと思うんですけども。ある程度、簡素化する議案は、最初から絞っておくと。それ以外のものについては、慎重審議をやるっていう普通の三重県議会のスタイルを崩さずにいこうというのが、今お二人に整理していただいたところだと思うんですが。そういう観点で考えると如何ですかね。

岡野委員：あらかじめ絞っておいた方がいいっていうイメージになってきましたけどね。

中嶋座長：前回の説明も早かったのですね。分かりづらかったのかもしれないですけども。

岡野委員：なかなか、頭が固いものですから、すみません。それが、災害対策会議がいいのか、議会運営委員会がいいのかということで、1 - 1案と1 - 2案ということになりますよね。災害対策会議というようなことも一応決めてはあるわけですけども、やはり、議会の議論を考えた時には、正常な議会運営委員会というような規約上のところで押さえることがいいんじゃないかなとは思いますが。

中嶋座長：ということで、1 - 1案か1 - 2案かということで、今多くは災害対策会議で議論したらどうだということのご意見があったわけですが、岡野委員の方からは、平時の議会運営委員会で決めるべきではないかというお話もありましたけれどもご意見如何でしょうか。皆様方の。

中森委員：もう一言だけ言わせて下さい。せっかく、この災害対策会議を作るという主旨とですね、メンバーと。特別に認められるメンバーもいるわけですよね。地域に密着した人も、メンバーに選ばれるということが想定されますので、より明らかに実状がわかるということからすれば、緊急を要する度合いがより現場に密着した内容がわかるということからすると、一般の議運よりも災害対策会議の方が仕分けするのもあらかじめ決めておくのも最終判断するのもその方がいいんじゃないかなというふうに思いますね。

中嶋座長：他、ご意見如何でしょうか。

津村委員：この災害対策会議の中には、議運の委員長も入っているわけですし、そういうことも含めると議論自体を簡素化することよりも、それに係るいろんなことをできるだけスピード感を持ってやるというこ

とにおいては、災害対策会議でいいのではないかなというふうに私は感じています。

中嶋座長：他、如何ですかね。

野村委員：中森委員や津村委員の言われるように、まったくその通りだと。せっかく作ったというのもありますし、議会運営委員会にいない、例えば地元の議員も議長の意見で入れられるということにもなるので、広く情報を入れられるということから考えると、この1 - 2案の方がいいのかなというふうには思いますけれども。

中嶋座長：今、お三方からのご意見は災害対策会議、災害が起こった時の所掌事務、改めて指針の最終案の方に書いてあるんですけども、この災害対策会議の所掌事務としては、議員が収集した災害に関する情報を災害対策本部へ提供したり、災害対策本部の情報を議員へ提供したり、国や県、関係機関への要望活動の調整をしたり、本会議、委員会、代表者会議、全員協議会等の開催や協議事項の調整、その他、災害に関して議会及び議員に関連することということで、この災害が起こってこれが設置された場合には、一番、ここの会議が情報を持っている。それから、議長を含め、議運の委員長も入っている代表者会議のメンバーということで、三重県議会というところのヘッドクォーターになっているというところからいくと、ここで決めた方がいいんじゃないでしょうかというご意見かなと。総合しますとですね。そういうご意見だったんですが、どうでしょうかね、岡野委員。なんか、お一人を責めているわけじゃないんですけど。

岡野委員：私はね、議会のルールがあって、そこで、災害が起こったとしても議会のルールというのをどこまで崩すかというところに対して抵抗があります。ですので、それはもうちょっと慎重にした方がいいんじゃないかなというふうに思いますので。その取捨選択とか災害対策会議でいろんな問題点が上がってくるのはわかりますけれども、その雰囲気は、議運の委員長も入っているわけですから、災害対策会議の中の状況も。だから、正式なメンバーで議論した方が、いいんじゃないかなというふうには、思いますけれども。若干、時間がかかるかもわかりませんが。

中森委員：別に反論じゃなくて、別に岡野委員と対決する場所じゃないんですけども。要するに、対策会議で方向を決めるというこの会議であって、どうするか決定は、審議日数を一日ですということを決めるだけであって、審議内容、額については、全協も開いて議運も開いて、予

算も見て、高い安いを決めて決定をしていく過程があるわけです。そこで、反対することもあるし、意見が分かれて賛否分かれることもある。それはそれで、議会があるわけ。その入り口として、一日で審議する・しないということを、入り口の方で早急に決めなくてはならない緊急事態が発生しているということ、ここで決めるだけのことであって、中身はどんどん一日とはいえ、議論ができるわけです。そういうことで、しっかりと議論できる場があるわけですので、ご心配の点、議運の役割も、十分一日でも議運としての責任を持って、やっていただけるのではないかと思います。

中嶋座長：入り口のところですよねというご説明を言っていたんですが。どうでしょうか、岡野委員。

岡野委員：よろしいです。皆さんの意見が多かったら。よう抵抗はしません。

中嶋座長：なかなか災害が、どういう災害が起こるかという想定しづらいというのは、確かにあるんですが、想定しづらいからこそ、通常のルールでは、対応できないんじゃないかということで、この検討会も置かれている中で、災害をできるだけ想定した中で、速やかな対応ができる、県民の生命を守るための県議会としての体制をどう考えるかというところで、多くのところが災害対策会議の方で、簡素化する議案かどうかの判断をするべきだというご意見をいただいておりますので、この検討会としては、災害対策会議でやっていこうという、1 - 2案で、ほぼほぼ、意見が、他会派も含めてまとまっているのかなという判断をさせていただきたいと思いますが、よろしいでしょうか。

全 員：異議なし。

中嶋座長：ありがとうございます。そこで、災害対策会議が、これは簡素化するべきだと捉えた議案の審議の仕方ですが、委員会審査を中心にするというA案と、委員会付託を省略するというB案と意見が分かれております。第1会派、第2会派については、B案ということではありませんけれども、自民党がA案でもB案でもその時その都度考えたらいいんじゃないかというご意見。A案とB案と意見がだいぶ分かれてますもので、ちょっとそれぞれのメリット、デメリットと考えられる所を皆さんの考え方を教えていただきたいところではあるんですが。野村委員の方からは、通告なしで、自由闊達に議論ができそうなのは、A案じゃないかのご意見でしたし。

野村委員：それさえなければ僕は最終的には本会議で決めることですので、本会議がいいというふうには思うんですけども、あと、通告とかいろいろ

るな手順を踏まないかんというのが、どうかなというふうなことを思いましたもので、それさえなければ別に本会議でいいんですけど。こういう緊急時やで、例えばこの場合はもう通告なしでいいですよとかいうルールがあるなら、全くB案でいいんですけども、その部分がか引っかかっただけなんです。最終的には本会議で決めることですので。

廣委員：私はB案ですけど、やっぱり早さということを考えると、B案の方が私はいいと。これはやっぱりそういった災害が起こった時に大事なことは早く早くということで考えていくと、B案かなという気がします。

中嶋座長：議事課長ちょっと確認させてください。このB案というのは発言通告をするという通常のルールは生きているかどうかという意味では、どういう案になっていますでしょうか。お願いします。

佐藤議事課長：これにつきましては、会議規則に則って、慣例も含めて、この部分は通告をいただきつつ進めるという形で今のところは考えております。執行部の方としても通告に対してしっかりと答えていかなあかんという部分は省略とかおろそかにできない部分もございますので、通常どおり通告は今のところ考えておるところでございます。以上です。

津村委員：私もちょっと確認なんですが、本会議で議案上程して、その議案聴取会というのは全員協議会の場であるんですよね。そこでの議論というのは別に自由にできるわけですよね。

佐藤議事課長：おっしゃるとおりB案の方はA案と比べますと、先程来から出ております自由闊達に議論する場面というのが少し不足するところがございますので、一番最初にまず全員協議会を開き、そこで議案の内容とか等々含めまして、まずしっかりと議論していただく、そのうえでご質疑ということになれば、先ほど申し上げました発言通告制度に則って質疑をしていただくという流れでございます。以上でございます。

中嶋座長：A案もB案も全員協議会をもって執行部説明と議案聴取会を兼ねて、そこで自由闊達な議論もするけれども、A案はさらに予算決算常任委員会でも自由な議論はできるということですよ。

佐藤議事課長：そのとおりでございます。

中嶋座長：ご意見如何でしょうかね。

野村委員：僕ここで変えさせてもらうというのはあれなんですけども、ここで頭の全員協議会の聴き取りありますよね。ここの部分でしっかりやれるということであれば、今の意見はB案の方に变えさせていただきます

しょうかね。A案でおったのをどちらかと言ったら。もうここで聞けるのやったらそれでいいのかなというふうにも思うんですけども、もっと何人も聞けるんやったらというのは、委員会と本会議とは雰囲気ややっぱり違うので、手挙げて自由にやれるのは委員会かなと思いましたが、自分としてはA案の方に提案させてもらったんですけども、最終的には本会議で議決することですので、B案でいいのかなと思います。

中森委員：このA案とB案の違いの大きな違いは、予算決算常任委員会というのは本来は分科会があって、分科会の委員長が委員会に報告をし、議論をして一般的に委員会の決とするわけですよ、今までは。それを基本的に分科会はしないということですので、予算以外のことは別として、予算のことは分科会でしないということであれば、何もわざわざ全員協議会でいっぺん話を聞いて質問したり確認したりしながら、また予算決算常任委員会で再度質問するというのは、何か1日二重に質問してしまうというか、機会が二重になっているんですよ。二重がいいかどうかは別として、とりあえず一回で十分。だからこの右側のB案の場合はもう予算決算常任委員会ないわけやから全員協議会で聴き取りの時にどんどんわからないことは聞いてもらって、どんどん聞いてもらったうえで、それどもここはというときは本会議で質疑してもらったらいいと。

野村委員：ということで変えさせていただきました。

中森委員：だからB案の方がスムーズな審議ができて、重要な論議がスムーズにできると思います。

中嶋座長：ほかご意見とかご質問とか。

岡野委員：私は初めからA案なんですけども、審議日数は変わらないわけですよ。だから期間短縮ということではなくて、その日一日かけてやるわけですけれども、めちゃめちゃ大変やけれども、一日かけてやるわけで、こっちのB案の方も一日かけてやるけども、ほぼ全員協議会でやり取りを直接して行って簡素化をしていくという考え方ですよ。だから一日もかけやんと半日で終わってしまうかもわからないような感じになるわけですね。一日はしっかりとかけるというようなA案は、私はもうあんまり基本を崩すなというのが頭の中にあるわけで、常任委員会でそれぞれの細部に渡ってって、全員協議会で何を聞けると思ったりもしますもので、今までの状況を見ておって、ぱぱぱっと予算も多岐に渡ったいろいろでしょう。きっと災害やからいろんなことが

あると思うんですわ。それぞれに煮詰めやなならん問題もあるから、やっぱり原則は同じ一日でやるんやったら崩したらあかんの違うかなというふうには思っています。だから丁寧に予算決算常任委員会の分科会もやって、やるべきかなというふうに思いますけど。何重にも、幾重にも。

中嶋座長：ちょっと誤解していただきたくないのは、A案もB案も基本の骨格はなくしているわけではなくて、最低限必要なところだけしっかりやろうという形になっているので、A案もB案も今のルールから逸脱したのではないということをご理解いただきたいと思います。三重県議会は他県議会に比べると、常任委員会を中心にした議論をやってきたという意味においては、岡野委員がおっしゃられるように常任委員会の付託を省略するというのがどうかという意見だったらわかるんですけど、ちょっと今の語弊があるかなと思ったので。

岡野委員：言い方がちょっと荒っぽい言い方になりすみません。丁寧な議論を踏まえた方がいいんじゃないかな、従来どおりというふうに、そういう意味です。

中嶋座長：ほか何かご意見いただきたいんですが。

津村委員：新政みえはB案なんですが、先ほど廣委員からもありましたように、スピード感というのも非常に大事なんですが、やっぱりスピード感プラス丁寧さというのが大切かなというふうに思っていますし、初動対応が遅れることによってどんどんどんどん、良くない方向にいつてしまう可能性もあるということも考えると、やっぱりしっかりと議論しなければいけないということは基本にあります。ただ、A案かB案かという話の中で、B案ですと、全員協議会であったり、とにかく全議員がひとつの今回この非常事態に対してどう対応していくかということ、全議員の中で説明を聞いて、その中で質疑応答して、みんなで共通認識を持てるのかなということを考えますと、それぞれ予算で、それぞれの各常任委員会とかに分かれていくと、それぞれがそれぞれのところで議論されると、例えば大きな災害を受けた地域からすると、もっと自分たちの思いをそれぞれの人にわかってほしいとか、もっと意見を言いたいけど、常任委員会に入っていないとかってなりますと、やはり全部の全員協議会の中で議論させていただくことの方がよりいいのかなというふうには感じています。

田中委員：私も同じなんですけど、やっぱりこの各常任委員会に持っていくと情報の共有というのができないというふうに思います。やっぱり全体

でやったら情報の共有化もできるということですので、B案の方が浸透しやすいし、現状把握もし易いということで、次のステップにも繋がりやすいということで、B案の方がいいんじゃないかと思います。

中村委員：全員がきちんと丁寧に議論できる、そういう場が必要だというふう
に思うんですけど、特にそれ用に会議をするわけにはいけませんので、
既存の決められた、A案もB案もそれを活用して議論しようという、
そういうことだと思います。そういった意味で今までずっと出ている
意見で、B案で私どもはいいと思うんですけども、ただ、大災害の真
っ最中でどうしようというときに、これはもう1日とか半日とかでも、
1時間でも早く処理をして、そして進める必要があると思いますし、
だけども、全てのことが、みんなが先ほど話がありましたように、掴
む必要がありますので、このB案の議案聴取会、こういったところを、
中身を深めると言いますか、当然災害時やでみんなが意見出るとい
うふうには思うんですけども、この辺をしっかりと全体から意見が出
ない雰囲気を作るんじゃないし、出るような雰囲気に持っていくよう
に、それは意識して、今回は災害なので、皆さんなるべくたくさんの
それぞれの地域の状況も含めてご意見をくださいという形で、少しし
っかりとした議論できるようなそういう議案聴取会の状況作りとい
うものを意識をしていくことが大事ななというふうに思います。何か今
回特別なのでという状況を作るべきだなというふうに思います。

中嶋座長：ありがとうございます。ほかにご意見如何ですか。副座長もし何か
ございましたら。

藤根副座長：わかりました。私も個人的には最初はA案のほうがという思いは
ありました。というのは、やはり先ほど出てますけども、自由闊達な
意見の場が取れるかなという思いはあったんです。あったんですが先
ほど中森委員がおっしゃられたように、全員協議会というところで、
全員がしっかりと共通認識ができるまで意見交換をして質疑応答がで
ければ、そうするとそれがずっととおってきた中で予算決算常任委員
会の常任委員会の場の審査というのが、一体どのような中身になるの
かなというのが、自分の中でもう一回考え直したときに、最初の説明、
質疑のところがじっくりと丁寧にされておれば予算決算常任委員会の
常任委員会の採決というのが、そんなにそこでの質疑が出てくるのか
なというのがあって、できるだけ早く成立させていくということを考
えた時には、やはり全員協議会の場で全員で関わっておいて、先ほど
も言われましたけども、本会議の場でこれはという質疑だけはきちっ

と押さえていくというような形の方がスムーズなのかなというところは思っています。

中嶋座長：倉本委員もし何かありましたらお願いいたします。

倉本委員：ちょっとじっくりきていないところがあるんですが、私は基本的にはどちらでもいいのかなというように思っていて、先程来の議論を聞かせていただいていると、慎重に審議をしなければならないというのと、スピード感を持ってやらないといけないという、ある意味では相反する部分があるわけなんですよ。結局のところ、A案にしてもB案にしても、その議論に臨む議員の姿勢如何に関わるところがかなり大きいのかなというふうな気がして、どう落とし込んでみてもなかなか難しいなというのが正直な感想なんです。ただ、先程来の議論を聞いているとスピード感という意味だと、よりいいのはB案なのかなという気がちょっとしてきました。

中嶋座長：ありがとうございます。今出てきていない意見として私も思っているところは、B案の方が議長が全体のリーダーシップを取りやすいのかなというところは感じます。全員協議会を中心として、いろんな意見を聞きながら、本会議で捌いていくというのは議長の仕事ですので、ここで予算決算常任委員長が心許ないとかいう意味ではなくて、災害対策会議のトップである議長が、この議事についてもやっぱりリーダーシップを持って取り組んでいくという姿が比較的議会としてはまとまりやすいのかなという意見もひとつ思うところがあります。ただ、1点危惧するところは、議会運営委員会とか全員協議会の記録ですね。記録がどうなるのかというところが、後世の方がその時の議論を検証することができるのかどうかということについて、これはA案でもB案でも同じくで、当然ながら全員協議会での闊達な意見が出ると思うんですよ。そこについては事務局としてどういうふうになると想定されていらっしゃるでしょうか。全員協議会での議論の記録。

西塔調整監：現時点におきまして、全員協議会はホームページに議事録が上がっております。

中嶋座長：なるほど。

西塔調整監：加えまして、インターネットでの中継も全員協議会は始まっております。本会議につきましてはまた別の画面から平成元年からの検索ができると、別の仕組みにはなりますが、ちょっとそういう違いがございます。全員協議会につきましては、常任委員会と同様の画面から入っていった閲覧ができると。本会議においては検索ができますが、

委員会については、インターネット。全員協議会については同様にインターネットから入って行って、この日のところにいけば、ご覧いただくことができるという状況でございます。失礼しました。

中嶋座長：もう1回整理してお願いします。落ち着いてどうぞ。

西塔調整監：もう一度すみません。議事録につきまして、常任委員会は逐語形式の議事録になっております。全員協議会につきましては、概要ということで、少し逐語まではいかない形の記録という形でございます。

中嶋座長：委員会の議事録よりは、もう少し要点をまとめたものになっている。一言一句戻すものではなくてという理解で、ただ、議論の中身はいずれもわかるということでもいいわけですよ、西塔調整監どうぞ。

西塔調整監：おっしゃるとおりでございます。

中嶋座長：ほか何かご意見如何でしょうか。これまでの議論を踏まえまして、B案におけるメリットの面というんですかね、スピード感を中心とした、そういったご意見があるのと、全員協議会と予算決算常任委員会の重複ではないですけども、違いが比較的に見えてこないんじゃないかというご意見であったりだとか、議長のリーダーシップの問題であったりだとか、そういったご意見を踏まえていくと比較的にB案がいいのかなというふうなご意見かと思うんですが、一度A案とB案と比較して、今日いただいた議論を改めて正副の方でまとめて、B案にはこういう点においてA案よりも優れたところがあるんじゃないか、加えて倉本委員からもご指摘いただいたように、そうは言うものの結局は議員の心構えが一番大事じゃないのと。スピード感を持ってしかも慎重に審議するという、そういうことをまず忘れないようにしなきゃいけないですよというご意見もいただきましたので、今日いただいた意見をちょっと整理して、そのうえで正副座長としてA案がいいのかB案がいいのかという形でご呈示をまたさせていただいて、大変申し訳ないですけど、改めて各会派のご意見を聞いていただいて正副座長案に対するご意見をいただけるような進め方をさせていただきたいと思うんですが、如何でしょうか。

全 員：異議なし。

中嶋座長：ありがとうございます。それではすみません、大変ですが最後、専決処分につきましては正副座長案としまして、1案、2案、3案というものをお示ししておるところでございます。改めてでございますが、1案は広く、例えば南海トラフの地震が起こった場合、南海トラフ地震の関連する災害復旧事業、または復興事業の工事の請負契約につい

て契約金額の2割以内の変更を行うこと、これを専決にしてはどうかというのが1案です。例えば南海トラフ関連の災害復旧または復興事業の契約について2割以内は専決を認めていってはいいいんじゃないかというのが1案。2案は例えば先ほどの南海トラフ地震関連予算の中でも先ほど議論していただいた議事の簡素化の対象となる、工事請負契約の2割以内の変更を良しとするという案。1案よりも絞ってあるわけですね、対象を。3案については2案に加えて契約金額の2割以内の変更を発災後一定期間の間に出されたもの、ごめんなさい、2案に加えてではなくて、ごめんなさい。例えば南海トラフに関連する災害復旧復興の請負契約で、一定期間以内で契約金額2割以内の変更するのについては、専決にしましょうという案なんですけれども、それぞれ1案、2案、3案について各会派の検討の結果についての報告をお願いしたいと思います。それでは新政みえからお願いします。

津村委員：まず新政みえなんですけど、結論から言いますと、まだ議論協議中でございまして、2日間に渡り協議もさせていただいているんですが、結論は新政みえとしてはまだ出ていません。ただ、1案、2案、3案を考える中で、このうちのどれかということであれば、2案なのかなというふうな意見も多く出ていることは事実なんですけど、果たしてこの2割以内、この2割の根拠は何だろう、2割で本当にいいのだろうかという意見であったり、あるいはやはり軽易な事項というものに当てはまるのかどうか、これが専決できるのかどうかという辺りも含めて、ちょっとまだ慎重に審議をしている途中でありまして、新政みえとしてはまだ結論が出ていません。以上です。

中嶋座長：はい。では自由民主党県議団をお願いします。

中森委員：私どもにおいても議論が最初実は分かれておりました。分かれた内容については、そもそも三重県議会は通年議会でやっているということからすると、専決がないというのが一般的であって、特別な場合を除きというのは、特別な場合は今は報告事項であるような場合ですね。訴訟であったり、和解であったり、そういうような場合が特別な場合ですけど、そういう場合は専決報告を受けているわけですけども、基本的に工事請負的なものは専決はないというのが前提においていたと。しかしながら、大規模災害時においては、いとまがないと言いつつも、ほとんど基本的に毎日のようにと言うんですか、連続的に本会議を招集して、会議をもっていくのも相当な量になったり、そのいとまもないんじゃないかということもあつたりしますし、すでに発注した

工事の変更すらできないということとなりますと、現場が混乱するのではないかということからすると、ある程度のものについては一旦発注したものの変更であったり、工事がスムーズにできるようなことについてはある程度専決も認めていく方が、現場としてはスムーズではないかというのが、先の大震災であった先進という失礼なんですけれども、先例があるということでございますので、やはりこれは一定の分は専決でやっていただくこともあらかじめ決めておく必要があるのではないかということでした。そういうことで、無造作に広げてしまうとそれも大変ですので、一定の枠の中でということとなるんです。そうやってきますと、額につきまして、この2割というのはなかなか根拠がないということも議論がありましたけれども、他の都道府県の中でも、そういう前例があるということも参考にすると、ひとつの拠り所かなということであって、2割と書かれてあります第2案ですと、一定の簡素化により議会の議決を得たものに限って2割以内の変更については専決でやっていただいてもいいんじゃないかなと。専決したものの、後で報告はいただけるということですので、変な変更であったり、変な専決はできないというのは当然執行部もそういうのはあるわけでございますので、そういう意味からすると第2案がいいのかなと思います。第3案の発災後の何々以内とするのはなかなかそういうことを決めてもかえって縛りがきて、使い勝手が悪いのではないかなということで、第2案を基本としながらも場合によったら例外的に1回、2回の変更があるかもわかりませんが、そこは良識ある判断で2割以内の契約金額の変更を専決していただくと。後に報告をしっかりといただいて、確認ができるというような専決を一定認めていくほうがより現場はスムーズではないかなと、こういうような意見でございますので、結論から言うと2案で賛成ということですよ。

中嶋座長：ありがとうございます。では日本共産党お願いします。

岡野委員：私どもはこの専決をできるだけなくすということで、決めておかないということがいいかなと思っております。この2割というのも、これは例えば宮城県とか福島県とか東日本の結果を受けてこうやったんよというところ、それがたくさん発注されるという工事の中で2割というふうになってきたんじゃないかなと思うんですよね。だからそれをひとつ教訓化するという意味で出されてきたのかなとは思いますが、しかし何かあるかわからないと。どんな災害が起こるかわからないというところで、あらかじめ専決を事前に想定しなが

ら決めておくというのも如何かなというふうに思いますので、できたら決めておかない方がいいんじゃないかなと私たちは思っております。

中嶋座長：はい。では大志をお願いします。

倉本委員：私は3案がいいのかなと思っています。理由は先程来お話があるように、東日本大震災の教訓なども踏まえると、やはり少し緩くしておくというか、現場がスムーズに動けるようにしておくということが大切だと思う一方で、専決は最小限に留めるべきだという思いから3案がいいのかなと思います。

中嶋座長：はい。それでは青峰をお願いします。

野村委員：自分は大災害の時なので、結論から言いますと、1案でもいいかなと。そういう大災害が起きた時でそれに関する事なので、1案でもいいかなというふうに思います。それは宮城県とかその辺のところを参考にしてもらおうと、膨大な量のいろいろな予算が出てきたりというがあるので、それぐらいある程度は緩くないと執行部も動きにくいんじゃないかなと思いますので、1案でもいいかなと思います。

中嶋座長：はい。ありがとうございます。それではほかの会派のご意見について事務局の方からお願いします。

西塔調整監：その他の会派のご意向ですが、まず第1案ということに賛成の会派が能動、そして第3案に賛成の会派が草の根運動いが。草の根につきましては、ここに期間があると思うんですが、それを3カ月としてはどうかというご意見でした。以外に自民党、鷹山につきましては専決をすることの方向性については了承しますと。どの案までは決めかねるということでした。そして公明党におかれましては、この検討会に参加しておられないということで判断しかねるというご意見でございました。

中嶋座長：ありがとうございます。今新政みえにおかれてはまだ議論の過程というところもありますし、結論を一定出しているところの会派間の意見の広がり是非常に大きいなと、これまでの議事の簡素化だとか、そういうことに比べてもこの部分は考え方がだいぶ広がっているかなという感じを受けますので、今日もちろん一覧にしてということは難しいと思うんですが、それぞれ今のご意見等も聞いていただいた中で、さらにご意見をちょっといただきたいと思うんですが、何かご意見ある方、他会派の方のご意見に対して確認したいことがある方とか、事務局に確認したいこととかありましたらお願いしたいんですが。

中村委員：輕易なというのはちょっと会派でも議論があったんですが、どう捉

えたらいいんでしょうか。

西塔調整監：輕易につきましては、この本日の資料3の一番下にございますように、輕易の判断は三重県議会自身が行うということにされておりました、具体的にこれというルールはどうもないようでございます。ただ、議会で決めるに当たりましては、客観的な判断をしなければいけないと、そのような解説になっています。議会自身で決めると、そういうようなことでございます。

中嶋座長：ちょっと補足しますと、昨年の予算決算常任委員会の理事会でもここはずいぶん議論させてもらったところなんです、客観性がある中で、輕易であるという判断というのが、なかなか正直難しい中で、平時と大災害時では輕易の考え方というのが違いますよねというところまでは合意できたんですけども、じゃあどの範囲が大災害時は輕易と考へ得るのかというところまでは議論ができず、最終的にはそれぞれ議会で決めることはできるんだろうというところの結論だけを見たというところでございます。

中村委員：三重県議会として、その状況に応じて、緊急事態ということで、緊急事態だから輕易と見なそうかということができかどうかですね。できるんですか。もうそうやって決めておいたらどうですか。

中嶋座長：予算決算常任委員会の昨年の理事会の結論としては事前にそうやって決めておいたらそれはいいんじゃないかと。ただその対象となる議案というのをどこにおくのかというところが、その時は課題でありました。今回の正副座長案としては、例えば南海トラフ地震関連予算と言われるものという縛り方もあるし、先ほどから議論してきた1日で議了した議案だけという考え方もあるし、何ヶ月以内に出てくる南海トラフ関連予算という考え方もあるしという、この3つの案に絞らせていただいているというところでもあります。西塔調整監、今の私の説明でよかったですかね。

西塔調整監：はい。そのとおりでございます。

中嶋座長：その中で議会として決めさせてもらえれば事前に決めることができるのであればそれは専決の対象となり得る。

西塔調整監：そうです。議会で輕易な事項という判断をして、ということになります。

中森委員：参考にさせていただいたらどうかと思うんですけども、まずこの、そのものごととして、工事請負と仕事の基本なんですね。災害復旧・復興工事なんです。工事が発注するかしないかという予算が必要

ですので、それを審議するというのが先に決めていただいた会議で1日するかしないかをまず決めていただくわけですね。1日ですということは緊急やということはもう決定しているわけですね。1日で審議をし、それがいいか悪いかはそこで議論されて、決定されたと。されて仕事をする中で必ず発注仕様書が現場に応じて掘削してみたら、また工事を始めてみたら必ずその工事が設計図どおりできるというのは、あらかじめ更地へつくる土木建築工事やったらわかりますけども、復旧工事ですので、必ずと言っていいほど、積算とか変更とかいろんなことがあるというのは私も知っているんです。それが必ずするんですけど、たびたびこれがなければ、一旦1日で決めていただいているにも関わらず、変更契約をするといったら、また審議をしていただいて、これも軽易かどうかは別として、審議していただいて、変更契約を認めていただかないと成立しないというのがどんどんどんどん続いてしまうので、今回三重県議会においてはというのは、この中で変更契約の2割範囲内だけは専決。専決として決めていいんじゃないかということ、今議論しているというふうに私は理解しているんですけども、それでよろしいんやろ。

中嶋座長：そのとおりです。

中森委員：だから、2割の範囲内がいいのか、それと、だらだらだらだと何ヶ月もおいておくとまたせっかく発注した現場が待てど暮らせど変更契約できなかつたらいけないので、そういう期間を決めない方がいいんじゃないかというのが、第2案で。2割というのはさすがに大きいか少ないかというのは私も実はわからなかったんですけども、まずは先例に倣うというだけのことであって、この専決というのは変更契約のみを専決というか、執行部側で変更契約できると、後で報告をいただくと。報告はちゃんとしてもらわなあかんで、そんな変更ができたと後でまた言えるわけで、とりあえず現場は進むということかなと思うんですけども。ただ、心配するのは2回、3回をうまくやればこれは、うまくやる恐れがあるかなと心配はするんですけども、後ではれるんやわ。2回、3回もやっちゃうと。1割9分変更して、さらに次に1割9分変更すればできるわね、ルール上は。そんなこといちいち心配する必要はないんやけども、そうすると4割までは2回でいけるわなという話はしょうもない話やけど、こんなことも考える人も出てくるけども、それはまた別の話で、別の次元ですけれども、2割の範囲内でわざわざ議会を開かなくても現場で対応できるとすれば、現

場は容易に必要な仕事をできると、スムーズにできるというのが私の知る現場サイドの意見だと思いますけどね。

中嶋座長：私も混乱しているところがあるので、先ほどの2割の変更の仕方の話なんですけど、簡素化のために、100万円の契約をして、今の2割以内オッケーとした場合、119万円までの変更は専決しましょうと仮になったと。その次に2割以内ですからね、119万円からさらに2割以内の専決の対象となるのか否かということそこはどうなんでしょうかね。西塔調整監お願いします。

西塔調整監：宮城県がこの規定を作っておりますので、宮城県に確認しましたところ、宮城県におきましては議決したときの金額の2割と、執行部に確認をしていただいたようです。議決をした契約の2割の変更ということですので、今お話のありましたように2回目の119万からのその次の2割ということについては宮城県においては適応されていないという整理のようです。

中嶋座長：議決をした100万円から見てということなんですね。

西塔調整監：宮城県においてはそういう整理をしておるようでございます。

中嶋座長：そうしますと、ごめんなさいね、私が確認しておって、100万円の契約を最初して、1回目110万円の変更契約をしました。これは2割以内なので、専決オッケー。119万の変更を2回目しました。これも100万円から見た2割以内なのでいいと。だけど、次121万円の契約変更をする際には議決を要する、そういう運用だということですね。

西塔調整監：具体的な質問までは実はできていないんですが、電話での聞き取りでは、今おっしゃったような整理になろうかと思えます。

中嶋座長：三重県議会の、これから専決ルールを作った場合はそういう考え方で今回正副座長案として提案させてもらっていいわけですね。

西塔調整監：書き込み方でそういう誤解を招かないような書き方をしたほうがいいのかというふうには思いますが、その辺りかなと思います。

中嶋座長：そうしますと、中森委員がおっしゃっている危惧する部分は払拭されるよねということで、書きぶりの専決処分の決め方ということによってくるということで理解させてもらっていいですね。ごめんなさい、申し訳ないです。ほかにご意見とか確認したいこととかございませんでしょうか。

田中委員：この2割という理由なんですけども、私としては2割以上でもいいというふうに思うんですけど、私もずっと現場でやって携わり、長年30年ほど現場でおりましたんですけども、変更によって工事が止ま

ってしまうんですね。例えば災害時でしたら2割というのは設計から全部変更というふうになりますので、けっこう時間がかかるんですね。だから専決でやれば工事止まらずそのまま進めるので現場が止まることはないんですけど、災害時でしたらいっぱい現場がたくさんある中で、そこら中でみんな止まってしまう。全然復旧が進まないということになりますし、数が多い中で、いちいち議会に諮っておいたらそれこそ時間が大変ですし、集まる方も大変なので、この2割というのは私は妥当な範囲だと思います。できたら3割でも5割でもいいのと違うかなと思うぐらいです。現場からの立場で見ると。

中嶋座長：ご意見如何でしょうか。そうしましたら、なかなかご意見のバラエティも富んでいるし、新政みえの方がまだ議論途中ということもありますので、ちょっと一度これは正副座長の方で預らせていただいて、岡野委員のおっしゃる0案というか、専決は認めるべきではないという意見も含めて、一度正副の方でこの考え方については、他会派の考え方ももう一度確認しながら調整案をお示しさせていただきたいと思いますがよろしいでしょうか。

全 員：異議なし。

中嶋座長：ありがとうございます。次に、その他の方へ移らせていただきます。その他としまして、代表者会議への報告についてですが、次回の会議におきまして、正副座長でたたき台となる案を作成して、報告案ですね、皆様にお諮りさせていただきたいと考えておりますのでよろしくお願い致します。

最後に今後の日程についてのご協議をお願いします。かなり、今日もまだ議論が尽きていないところですが、最終の取りまとめのゴールがもう決まっていますので、あと2回ほど検討会のご予定をお願いしますと思っております。次回の日程についてですが、来週は補正予算の先議等で時間が取れないため、2月26日の火曜日、本会議の散会后、一般質問の日で、先議の採決が行われます。その後15時過ぎに、そしてもう1日は本会議の日を一日空けて、2月28日、本会議の一般質問が午前中で終わり、午後一番の広聴広報会議の終了後、概ね14時頃でご予定いただきたいと存じますが如何でしょうか。

野村委員：27日はなしでよかったですか。

中嶋座長：27日は26日にやったやつを受けて、翌日の27日というのはちょっと我々もワンクッション置かせていただきたいので申し訳ないんですが。

野村委員：26日と28日ということによろしいですか。

中嶋座長：はい。ちなみに、そこで話がまとまれば、3月4日に代表者会議を開いていただいて、そこで報告をさせていただきたいと考えております。ご協議いただく事項は以上でございますが、他に何かございましたらお願いします。

全 員：意見なし。

中嶋座長：ないようですので、これで本日の会議を終了させていただきます。
お疲れさまでした。